



村は、三月十一日、三月定期議会議場で、村自治功労者の表彰式を行った。田村清次郎氏ら十五名を表彰しました。

村の発展に大きく貢献 自治功労者15名を表彰 教育委員会表彰者14名



自治功労者の表彰式

高橋三郎（横越村消防団長）が、このほど消防功労者として消防庁長官表彰を受けました。高橋団長は、昭和二十年に横越村消防団（当時警防団）に入団、分団長、副団長を歴任し、昭和五十四年から消防規程に基づき村の政治・経済・文化・体育などで活動してきました。

高橋三郎横越村消防団長（横越、62歳）が、このほど消防功労者として消防庁長官表彰を受けられました。教育委員会表彰は、村の教育・学術・文化・体育などで

消防署に勤務するため、平成元年四月に規程が設けられたもので、今回初の表彰が行われました。今回、受賞された人たちには次とおりです。

4月21日(日)は
村長・村議会議員選挙の投票日です

高橋三郎

開票参観人を制限
一候補二人以内に

“選べこの人この一票”

建設工事入札結果	
1.工事名	国道49号線バイパス 雨水配水管移設工事
2.工事場所	沢海地内
3.入札月日	3月28日
4.入札業者	3業者
5.落札額	885万8千円
6.落札者	風間建設工業(株)
7.工期	2.27~3.28

消防署に勤務するため、平成元年四月に規程が設けられたもので、今回初の表彰が行われました。今回、受賞された人たちには次とおりです。

高橋三郎

開票参観人を制限
一候補二人以内に

“選べこの人この一票”

平成3年度予算などを審議する三月定例議会が、三月十一日から二十日まで開かれました。初日の本会議では、村長提出した。予算など十九議案が可決、承認され、労働者体育センター条例や平成3年度予算など九議案が特別委員会などに付託されました。

付託された案件は、最終日の二十日に委員会の報告がなされ、それが原案どおり可決されました。

の二十日に委員会の報告がなされ、それが原案どおり可決されました。

横越村職員の休日、休暇に関する条例の一部改正

人事院勧告に伴い特別休暇の中新たに夏季休暇制度を創設するもの。

横越村職員の勤務時間に関する条例の一部改正

労働基準法の政令改正に伴う一週間の勤務時間の上限を四十六時間から四十四時間に改正するもの。

平成3年度一般会計補正予算（第八号）

決算に向けての事業費等の調整と財政運営上の基金積立てを主として、歳入歳出予算の総額に二億五、六九七万円を追加し、総額を二七億二、七八八万円としたもの。

補正の主なものは、農免農道負担金で三九九万円。県道負担金で一、〇一八万円。減債基金積立てとして六〇〇〇万円。体育施設整備基金積立てとして一億四、八四七万円。ふるさと基金積立てとして四、〇〇〇万円。

平成3年度国保会計補正予算（第四号）

歳入総額に二、一八七万円を追加、二〇一万円を減額し、歳出総額に一、〇〇〇万円を

追加、二三万円を減額して、歳入歳出予算総額を五億二、一六九万円とするもの。

予算の主なものは、歳入で歳入歳出予算総額を五億二、一六九万円とするもの。

横越村職員の勤務時間に関する条例の一部改正

労働基準法の政令改正に伴う一週間の勤務時間の上限を四十六時間から四十四時間に改正するもの。

平成3年度一般会計補正予算（第四号）

決算に向けての事業費等の調整と財政運営上の基金積立てを主として、歳入歳出予算の総額に二、一九九万円を追加し、総額を二七億二、七八八万円としたもの。

補正の主なものは、農免農道負担金で三九九万円。県道負担金で一、〇一八万円。減債基金積立てとして六〇〇〇万円。体育施設整備基金積立てとして一億四、八四七万円。ふるさと基金積立てとして四、〇〇〇万円。

平成3年度工業団地造成事業会計補正予算（第一号）

歳入歳出予算の総額に二、一八七万円を追加し、総額を二、一九七万円とするもの。

水道事業収益総額に七九万円を追加、水道事業費用総額に七九万円を追加して、それ

の合計を一億一、九七二万円とするもの。

補正内容は、浄水場管理棟屋上防水工事その他。

平成3年度工業団地造成事業会計補正予算（第二号）

歳入歳出予算の総額に二、一九七万円を追加し、総額を二、一九七万円とするもの。

補正内容は、償還金利子及び割引料不足分。

平成3年度当初予算（一般会計）

二五億二、八〇〇万円（詳細は四、五ペトジに掲載）

○国民健康保険会計

四億九、五〇九万円

○家畜診療所会計

二五億二、八〇〇万円（詳細は四、五ペトジに掲載）

○白内障眼内レンズ（人工水晶）の健康保険適用に関する意見書

○日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書

新委員に宮沢熊一氏改選（号に掲載予定です）

名譽村民の条件中「村内居住」を削り、広く本村への功労者に名譽村民の称号を贈るようにするもの。

横越村総合体育館等用地先の行取得事業特別会計条例

総合体育館等用地先行取得

滑な運営とその経理の適正を図るために特別会計を設置するもの。

横越村職員の休日、休暇に関する条例の一部改正

人事院勧告に伴い特別休暇の中新たに夏季休暇制度を創設するもの。

横越村職員の勤務時間に関する条例の一部改正

労働基準法の政令改正に伴う一週間の勤務時間の上限を四十六時間から四十四時間に改正するもの。

平成3年度一般会計補正予算（第四号）

決算に向けての事業費等の調整と財政運営上の基金積立てを主として、歳入歳出予算の総額に二、一九九万円を追加し、総額を二、一九七万円とするもの。

横越村職員の勤務時間に関する条例の一部改正

労働基準法の政令改正に伴う一週間の勤務時間の上限を四十六時間から四十四時間に改正するもの。

平成3年度一般会計補正予算（第四号）